

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

①基本料金 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

| | 1日あたりの利用料金 | 1日あたりの自己負担額 |
|------|------------|-------------|
| 要介護1 | 5,960円 | 596円 |
| 要介護2 | 6,650円 | 665円 |
| 要介護3 | 7,370円 | 737円 |
| 要介護4 | 8,060円 | 806円 |
| 要介護5 | 8,740円 | 874円 |

- ②食 費 利用者負担段階：第1段階 一日の負担上限/300円
 第2段階 一日の負担上限/600円
 第3段階① 一日の負担上限/1000円
 第3段階② 一日の負担上限/1300円
 第4段階 朝食/413円 昼食/619円 夕食/413円

③居住費…1日あたり〔多床室〕855円

④その他の料金

- ア 特別食 実費
 イ 希望食 実費
 ウ 行政手続代行費 実費
 エ 日常費用受入・支払代行 実費
 オ その他 上記のほか、レクリエーション費用、理美容費、買物サービス費用などは自己負担になります。

※②食費と③居住費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※介護保険関係法令集の改正等により料金を変更する場合には、事前に説明をし、ご承諾いただきます。

※料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問合せください。

別添 2

○ 短期入所生活介護費（加算分）

令和3年8月1日現在

| 加算事項 | | 単位 | 加算金額/日 | 利用者負担額/日 | 備考 |
|-------------------------|---------------|-------|---------------------|----------|------|
| 機能訓練指導員の加算 | | 12単位 | 120円/日 | 12円/日 | 非該当 |
| 個別機能訓練加算 | | 56単位 | 560円/日 | 56円/日 | 非該当 |
| 看護体制加算 | (Ⅰ) | 4単位 | 40円/日 | 4円/日 | 非該当 |
| | (Ⅱ) | 8単位 | 80円/日 | 8円/日 | 非該当 |
| 夜勤職員配置加算 | (Ⅰ) | 13単位 | 130円/日 | 13円/日 | 該当 |
| | (Ⅱ) | 18単位 | 180円/日 | 18円/日 | 非該当 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度) | | 200単位 | 2000円/日 | 200円/日 | 該当※1 |
| 若年性認知症入所者受入加算 | | 120単位 | 1200円/日 | 120円/日 | 該当※1 |
| 送迎加算(片道)※2 | | 184単位 | 1840円/回 | 184円/回 | 該当※1 |
| 療養食加算 | | 8単位 | 80円/日 | 8円/回 | 該当※1 |
| 在宅中重度者受入加算 | 看護体制加算(Ⅰ)算定 | 421単位 | 4210円/日 | 421円/日 | 非該当 |
| | 看護体制加算(Ⅱ)算定 | 417単位 | 4170円/日 | 417円/日 | 非該当 |
| | 看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)算定 | 413単位 | 4130円/日 | 413円/日 | 非該当 |
| | 看護体制加算算定なし | 425単位 | 4250円/日 | 425円/日 | 該当※1 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | | 22単位 | 220円/日 | 22円/日 | 非該当 |
| 同(Ⅱ) | | 18単位 | 180円/日 | 18円/日 | 非該当 |
| 同(Ⅲ) | | 6単位 | 60円/日 | 6円/日 | 該当 |
| 緊急短期入所受入加算(14日間を限度)(新規) | | 90単位 | 900円/日 | 90円/日 | ※該当 |
| 介護職員処遇改善加算 | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき | 所定単位×83/1000 | | 該当 |
| | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 1月につき | 所定単位×33/1000 | | 非該当 |
| | 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | 1月につき | 所定単位×33/1000×90/100 | | 非該当 |
| | 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) | 1月につき | 所定単位×33/1000×80/100 | | 非該当 |
| 特定処遇改善加算 | 特定処遇改善加算(Ⅰ) | 1月につき | 所定単位×27/1000 | | 該当 |

注) ※1 「該当」の加算は、対象となる入所者に一定期間該当するものです。

※2 通常の送迎実施地域は、秩父郡市内です。

※3 上記の利用者負担額は1割負担の場合です。2割負担の方は倍額、3割負担の方は3倍となります。

○ 短期入所生活介護費（減算分）

| 減算事項 | 減算割合 |
|--|----------------|
| 短期入所生活介護施設について | |
| (1) 当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合 | 97/100 |
| (2) 入所者の数又は介護職員、看護職員、若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 | 厚生労働大臣が別に定める割合 |
| (3) 利用者に連続して30日を越えてサービスを提供した場合は、30日を越える日以降に提供したサービスについては短期入所生活介護費は算定しない。 | |